

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月1日
【会社名】	株式会社マイスターエンジニアリング
【英訳名】	MYSTAR ENGINEERING CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西野 好彦
【本店の所在の場所】	千葉県美浜区中瀬一丁目3番地 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目19番1号(東京本社)
【電話番号】	03(5487)8211(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理部門長 三宮 幸一
【縦覧に供する場所】	株式会社マイスターエンジニアリング 東京本社 (東京都品川区西五反田七丁目19番1号) 株式会社マイスターエンジニアリング 大阪本社 (大阪市北区大淀南一丁目11番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

平成26年6月27日の当社第40回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

総額83,487,070円

③ 効力発生日

平成26年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

① 事業内容の多様化と今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行う。

② インターネットの普及に鑑み、法務省令の定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設し、現行定款第15条以下を各1条ずつ繰り下げる。

③ 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するための経営体制を構築することを目的に、取締役の任期を2年から1年に短縮する。

第3号議案 取締役6名選任の件

平野 茂夫、西野 好彦、三宮 幸一、鈴木 利雄、古谷 敏之及び西尾 卓哉を取締役に選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

川崎 亮一を監査役に補欠選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役菊地 幸雄、柴田 一郎及び梅沢 芳幸並びに退任監査役木村 喬司に退職慰労金を贈呈する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	58,923	182	0	(注) 1	可決 99.0
第2号議案 定款一部変更の件	58,993	112	0	(注) 2	可決 99.1
第3号議案 取締役6名選任の件					
平野 茂夫	58,930	175	0	(注) 3	可決 99.0
西野 好彦	58,952	153	0		可決 99.0
三宮 幸一	58,952	153	0		可決 99.0
鈴木 利雄	58,942	163	0		可決 99.0
古谷 敏之	58,894	211	0		可決 98.9
西尾 卓哉	58,772	333	0		可決 98.7
第4号議案 監査役1名選任の件	58,830	275	0	(注) 3	可決 98.8
第5号議案 退任取締役及び退任 監査役に対し退職慰 労金贈呈の件	58,410	695	0	(注) 1	可決 98.1

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分）に対する事前行使分及び当日出席の株主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上